

○総務省訓令第**号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和*年**月**日

総務大臣 金子 恭之

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第20 略] 第21 実験試験局 実験試験局（船舶用レーダー、空港監視レーダー（ASR）、航空路監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。）の審査は、次の基準により行う。 [1～3 略] 4 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力は、別表1（第9号の3を除く。）に定める範囲内のものであること。 (1) 電波の型式及び周波数は、変調方式、変調信号及び測定方式を考慮し、申請者の希望する範囲内で選定すること。 (2) 特定実験試験局を開設しようとする地域及びその周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の無線局が開設されており、その既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合における無線局根本基準第6条第2項の規定による措置（同項に規定する調整を除く。）がとられていることの審査は、都道府県知事、市区町村の長等当該措置を実施したものが当該特定実験試験局の運用に同意していることを書面その他必要な資料で確認することにより行うものとする。ただし、100GHzを超える周波数の電波を使用する特定実験試験局については、この限りでない。 (3) 占有周波数帯幅の許容値の選定は、第1の2（3）の基準により行うこと。 (4) 空中線電力の選定は、固定するものについては第1の2（4）、移動するものについては第3の13の基準を準用して行うこと。この場合、当該無線局の開設の目的を達成するのに必要最小限のものであること。 (5) 特定実験試験局の申請に係る登録検査等事業者における無線設備の点検による確認について、<u>免許規則第5条第4項の規定に定める総務大臣が適当と認める測定器その他の設備（法第24条の2第4項第2号に定める較正又は校正を受けていない測定器その他の設備であって、次に定める条件等に適合するものに限る。）を使用して無線設備の点検による確認を行った場合には、当該測定器その他の設備について、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下第21において「機構」という。）又は測定器製造業者から測定器その他の設備の構成及び測定値に対する補正值（機構に常置する標準器（較正の基準となる機器をいう。以下第21において同じ。）又は基準器（標準器の対象周波数を超える周波数範囲を測定するための基準となる機器をいう。以下第21において同じ。）に基づく補正值をいう。）の確認を受け、補正值を用いて無線設備の点検による確認を行ったことが分かる書類を提出すること。</u> ア 対象周波数 <u>110GHzを超え1100GHz以下の周波数</u></p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第20 同左] 第21 [同左] 実験試験局（船舶用レーダー、空港監視レーダー（ASR）、航空路監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局、及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。） [1～3 同左] 4 [同左] (1) [同左] (2) 特定実験試験局を開設しようとする地域及びその周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の無線局が開設されており、その既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合における無線局根本基準第6条第2項の規定による措置（同項に規定する調整を除く。）がとられていることの審査は、都道府県知事、市区町村の長等当該措置を実施した者が当該特定実験試験局の運用に同意していることを書面その他必要な資料で確認することにより行うものとする。 (3) [同左] (4) [同左] [新設]</p>

イ 対象測定器その他の設備

次の（ア）から（ウ）までの機器の組み合わせにより測定系を構成するもの

（ア） スペクトル分析器

（イ） 高周波電力計

（ウ） 変換器、導波管、固定減衰器、ケーブル及びその他高周波数を測定するために必要な設備

ウ 測定器その他の設備の条件

測定器その他の設備による測定値に対する標準器又は基準器に基づく補正值について、次に掲げる補正值の確認を受けたもの（当該補正值の確認を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内のものに限る。）であること。

（ア） 機構から標準器又は基準器に基づく補正值の確認を受けたもの

（イ） 測定器製造業者から当該測定器製造業者が常置する確認器（標準器による較正又は基準器に基づく補正值の確認を受けた機器（当該補正值の確認を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内のものに限る。）であって、補正確認を行うものをいう。）を使用して標準器又は基準器に基づく補正值の確認を受けたもの

[5 略]

[第22～第26 略]

[5 同左]

[第22～第26 同左]

附 則

この訓令は、令和*年**月**日から施行する。